

事務連絡
平成27年2月20日

都道府県
各指定都市 障害保健福祉関係主管課 御中
児童相談所設置市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
障害福祉課地障害児・発達障害者支援室

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備
及び運営に関する基準の一部改正に係るQ&Aについて

平素より、障害保健福祉行政の推進につきまして、格段の御高配を賜り厚く御礼を申し上げます。

標記につきましてQ&Aを作成しましたので、情報提供させていただきます。

つきましては、貴管内市町村及び障害福祉サービス関係者等に周知していただくようお願いいたします。

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課
障害児・発達障害者支援室 障害児支援係 中西・鹿江
TEL：03-5253-1111（内線3037）
FAX：03-3591-8914

問1 児童発達支援センターが相談に応じる範囲のうち「その他集団生活を営む施設」とは何を想定しているのか。

(答)

- 児童発達支援センターにおける地域支援をより一層推進する観点から、児童発達支援センターが相談に応じ援助を行う対象に、障害児本人や障害児が通う施設を基準省令に盛りこむ等の基準省令の改正を行ったところ。このため、「その他集団生活を営む施設」については、地域支援に資すると考えられる施設を広く想定しているところであるが、例えば、放課後児童クラブ、児童館、障害児通所支援事業所等が想定される。

問2 放課後等デイサービスにおいて主として重症心身障害児を通わせる場合の基準を設けた趣旨は何か。

(答)

- 放課後等デイサービス事業においても、児童発達支援事業と同様に重症心身障害児を通わせるニーズが想定されることから、今回、主として重症心身障害児を受け入れる場合の人員配置基準等の基準を設けることとしたところ。
- これとあわせて、小規模な実施形態を考慮し、主として重症心身障害児を通わせる場合の単独事業所の利用定員については定員5人とすることができるようにしたところ。

問3 放課後等デイサービス事業所において主として重症心身障害児を通わせる場合の従業者は専従である必要があるのか。

(答)

- 放課後等デイサービス事業所又は児童発達支援事業所において主として重症心身障害児を通わせる場合の人員配置基準については、特に従業者に専従要件を設けているものではないが、支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて、児童指導員又は保育士、看護師、機能訓練担当職員及び児童発達支援管理責任者をそれぞれ1名以上配置する必要がある。
- なお、嘱託医については、その職務の性質上、支援時間帯において常に対応できる体制を整えておく必要がある。